



## 令和元年台風第19号で被災された方々の県営水道料金の減免申請の受付を開始しました

県営水道給水区域(長野市・千曲市・上田市の一部、坂城町)の県営住宅等に避難される被災された方及び県営水道給水区域において住家が浸水等により被害を受けた方の、県営水道料金の減免申請の受付を次のとおり開始しました。

### 1 受付開始日等

受付開始日 令和元年11月1日(金)から

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日除く)

### 2 受付窓口

(1)長野市(篠ノ井・川中島・更北地区)、千曲市(旧更埴市)にお住まいの方

・ヴェオリア・ジェネッツ(株)川中島事務所

〒381-2231 長野市川中島町四ツ屋 100 (川中島水道管理事務所内)

0120-971-105(フリーダイヤル) 又は 026-286-1815

・川中島水道管理事務所

026-284-1700

\* 上記住所と同じです。

(2)上田市、千曲市(旧上山田町・戸倉町)、坂城町にお住まいの方

・ヴェオリア・ジェネッツ(株)上田事務所

0120-971-124(フリーダイヤル)又は 0268-29-0810

〒386-0032 上田市諏訪形 613 (上田水道管理事務所内)

・上田水道管理事務所

0268-22-2110

\* 上記住所と同じです。

(3)その他、長野県企業局水道事業課、長野市各支所、千曲市上下水道課、

上田市上下水道局サービス課、坂城町建設課でも減免申請書の提出が可能です。

### 3 提出書類

減免申請書、り災証明書(写し可)を上記2「受付窓口」へ提出してください。

郵送による提出も可能です。減免申請書は、受付窓口にあります。ホームページでも掲載予定です。

### 4 減免申請の対象者等

(避難先宅に係る減免)

(1)対象者

県営水道給水区域(長野市・千曲市・上田市の一部、坂城町)の県営住宅等に避難される被災された方

(2)減免額及び期間

全額免除 県営住宅等に入居している期間(最大1年間)

\* 県営住宅等・・・県営住宅、市営住宅、県職員宿舎、県教職員住宅

賃貸アパート等の借上型応急仮設住宅

(被災宅に係る減免)

(1)対象者

住家が浸水等により被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方

(2)減免額及び期間

①全壊、大規模半壊、半壊(床上浸水以上)の場合

令和元年10月及び11月分の水道料金を全額免除

②一部損壊(床下浸水)の場合

令和元年10月分使用水量から8m<sup>3</sup>を減量し、一部免除

確かな暮らしが営まれる美しい信州

～学びと自治の力で拓く新時代～

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



水の恵みを 未来へつなぐ

長野県企業局



企業局 水道事業課

(課長) 竹花 顕宏

(担当) 寺島 裕之 高橋 朋克

電話 026-235-7381(直通)

026-232-0111(代表) 内線 3937

F A X 026-235-7388

E-mail kigyo@pref.nagano.lg.jp